

関西看護医療大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2019（令和元）年度大学評価の結果、関西看護医療大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2020（令和2）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとする。

II 総評

関西看護医療大学は、「みずからの持ち場を最高のものと信じて、そこで誠心誠意を尽くす姿勢」を意味する「一隅を照らす」を建学の精神として、看護の統合能力をもって地域社会や国際社会の保健・医療・福祉に貢献できる人材を育成すべく、看護学部及び看護学研究科を設置して教育研究活動を展開してきた。2015（平成27）年度には「学校法人関西看護医療大学中長期計画」（以下「中長期計画」という。）を策定し、これに基づく年度計画及び達成に向けた「中長期計画に関するロードマップ（工程表）」を作成して、倫理や国際的なコミュニケーション能力を身に付けた看護専門職の育成、リカレント教育等を通じた地域社会への看護専門知識・技術の還元に取り組んでいる。

教育においては、理念・目的に則した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、看護職としての実践能力を高めるため、講義・演習ともに少人数による教育を実施している。さらに、行政・団体と連携し、大学の所在地である淡路島の資源（ヒト・文化・自然）を活用した看護・治療としてセラピーを展開すべく、「セラピーアイランド淡路島」の構築を基盤とした地域活性化及び看護教育カリキュラムの開発に向けた研究拠点の確立に取り組んでいる。こうした取組みの一環として、「看護診断研究センター」において、看護診断の基礎から臨床現場での看護ケアの問題まで幅広く学べるセミナーを継続的に実施していることや、認知症高齢者に対する看護技術の提供とその効果の検証に取り組んでいることは優れた取組みとして評価できる。

一方で、改善が必要な課題も見受けられる。教育に関しては、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の内容が不十分であり、シラバスの内容・記述においても課題が見受けられる。また、単位の実質化を図るための措置が十分とはいえず、くわえて、学位授与方針に示した学習成果を把握する評価方法・指標が確立していないため、改善が求められる。さらに、教員選考基準は定められているものの、その内容は法令に依拠したものであるため、具体的な選考基準を規程等に明文化すること、研究科の研究指導教員等の資格審査の基準を設けることが必要である。最後に、これらの課題を

改善するために内部質保証システムを機能させることが必要であるが、「自己点検・評価等委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けたものの、内部質保証全体の体制を十分に整備しておらず、「自己点検・評価等委員会」のマネジメントを含めた権限・役割や内部質保証に係る他の組織との役割分担等が明確に定められていない。また、実態として「大学運営会議」が内部質保証を推進しており、「自己点検・評価等委員会」は機能していないため、内部質保証に関する方針及び手続との大きな齟齬が認められる。各組織の権限・役割を明確にするとともに、それらの連携により内部質保証が機能するよう、体制やシステムを是正されたい。

今後は、内部質保証の方針に沿って、年度計画の達成状況の検証を含めた自己点検・評価活動に継続して取り組むとともに、学内の会議体の構成員・あり方について見直し、内部質保証体制を整備したうえで、各課題の改善に取り組むことが望まれる。さらに、地理的条件や看護専門職の知識・技術を生かした特長的な取組みを伸長させ、大学をより一層発展させることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

建学の精神に基づき、学部・研究科の教育理念・教育目的を適切に定めている。これらの学部・研究科の教育理念・目的は『学生便覧』やホームページ、『大学案内』を通じて、学内や社会に広く公表している。また、2015（平成 27）年度に「中長期計画」を策定し、その実現のために年度ごとに年度計画を策定し、各部署・各種委員会で毎年、取組みと達成状況を振り返り、各年度の「事業計画実施状況報告」にまとめ、教授会で審議され、次年度の年度計画の見直しを行っている。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神として、「一隅を照らす」を掲げ、これに基づき、学部・研究科の教育理念・教育目的を大学学則及び大学院学則に定めている。

学部においては、教育理念を「生命に対する尊重の心を培った豊かな人間性を備え、看護学の基盤となる専門基礎知識を基に看護学の知識・技術・研究力を習得し、看護の専門家としてのアセスメント能力、判断能力、実践・評価能力、マネジメント能力等の看護の統合能力をもって地域社会や国際社会の保健・医療・福祉に貢献できる人材を育成する」と定め、教育目的を「看護に関する高度な専門知識と技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高い資質を備え、管理指導能力を身につけた人材を育成し、もって保健・医療・福祉の向上に寄与すること」と定めている。

る。

研究科においては、「生命の尊厳を重視する高邁な倫理観に立って、効果的で質の高い看護援助を提供、指導できる高度先進医療の発展に不可欠な能力を有する高度看護専門職を養成する」「多様化する医療の中で、効果的な医療システムの構築の発展に寄与する学際的で革新的な研究者・教育者を養成する」という2つを教育理念として定め、「看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学の発展と地域社会における人々の健康と医療・福祉の向上に寄与すること」を教育目的として定めている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

学部及び研究科の教育理念・教育目的について、大学学則及び大学院学則に定めている。さらに、これらの教育理念・目的は、『学生便覧』に掲載し、教職員及び学生に周知を図っている。また、ホームページや大学案内に掲載することで社会に対して広く公表している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2014（平成26）年度に「中長期計画策定ワーキンググループ」を設置し、2015（平成27）年度に「中長期計画」を策定した。そのなかで、目指す将来像（ビジョン）として、「建学の精神『一隅を照らす』を踏まえ、看護系単科大学としての特性を生かした絶え間ない改革を実行し、中核的な役割を担う高度な看護専門職者を輩出することにより、社会から信頼を得て、看護の分野において確固たる存在を発揮する大学を目指す」ことを定めている。また、目指す将来像を具現化するため、教育、研究、地域貢献、管理運営・組織に関する中期目標を定め、それらに対する実施計画を設定し、さらに、それらの実施に向けて、年度ごとの年度計画を策定して進めている。

「中長期計画」は、教授会に上程し、その議事録及び関連資料を学内ネットワークで共有することで全教職員に対し周知を図っている。年度ごとに策定した年度計画は、学部・研究科、各センター、各種委員会等において、毎年取組みと達成状況を振り返り、各年度の「事業計画実施状況報告」にまとめたうえで、教授会で審議し、次年度の年度計画の見直しを行っている。

2 内部質保証

<概評>

2019（令和元）年度に「内部質保証の方針」を定め、内部質保証の目的及び手続を

設定するとともに、「自己点検・評価等委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けている。しかし、同委員会のマネジメントを含めた権限・役割や内部質保証に係る他の組織との役割分担等について明確に定められていない。また、自己点検・評価活動として、「大学運営会議」のもと、年度計画の実績報告・立案のPDCAサイクル(1年)と認証評価申請の自己点検・評価によるPDCAサイクル(7年)によって、定期的な自己点検・評価が行われているなど、実態として「大学運営会議」が内部質保証を推進する会議として活動しており、「自己点検・評価等委員会」は機能していないため、内部質保証に関する方針及び手続との大きな齟齬が認められる。各組織の権限・役割を明確にするとともに、組織間の連携により内部質保証が機能するよう、体制やシステムを是正されたい。また、内部質保証システム自体の適切性について点検・評価を行い、その結果に基づいて改善・向上に取り組むことが望まれる。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2019(令和元)年度に「自己点検・評価等委員会」において、「内部質保証の方針」を定め、内部質保証の目的として、「理念・目的及び中長期計画の実現に向けて、恒常的かつ継続的に教育の質の保証及び向上に取り組む」ことを示している。また、自己点検・評価の方法についても、「学部・研究科による自己点検・評価と大学全体の観点からの自己点検・評価を別々に実施するのではなく、総合的に自己点検・評価を行う」と同方針に定めている。

内部質保証の手続については、同方針及び「自己点検・評価等委員会規程」において、「自己点検・評価等委員会」の構成員に加え、自己点検・評価に係る運営手続を示している。具体的には、「自己点検・評価等委員会」のもと、「自己点検・評価の結果を中長期計画や学部・研究科の教育研究組織等の取り組みに適切に反映させることによって、教育研究活動等の全学的な改善・向上を着実に推進する」としている。また、「中長期計画」を達成するために、各委員会等が年度初めに立案した年度計画を遂行し、年度末に「事業計画実施状況報告」をとりまとめ、実績報告を行うことを点検・評価とし、その結果及び「自己点検・評価等委員会」からの助言に基づき、改善・改革措置を講じるとしている。

「内部質保証の方針」及び「自己点検・評価委員会規程」については、学内ネットワークに掲載することで、学内で共有している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「自己点検・評価等委員会規程」及び「内部質保証の方針」に基づき、「自己点検・評価等委員会」を内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として位置付け、全学的な観点から点検・評価を実施し、その結果をもとに迅速に改善・向上に取り組む

組む組織としている。また、同委員会は、学長を委員長として、研究科長、学部長、学科長、図書館長、看護診断研究センター長、ブランディング研究センター長、各委員会委員長、事務局長、事務局各課長から構成している。

しかし、「自己点検・評価等委員会」のマネジメントを含めた権限・役割や内部質保証に係る他の組織との役割分担等については、規程等に明確に定められていない。同委員会を中心として、各組織が明確な役割のもと、互いに連携することによって内部質保証が機能するよう、体制を整備することが求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー))の整備については、カリキュラム改編の際に教育理念・教育目的に基づき、「カリキュラム委員会」において協議し、3つの方針を見直している。

自己点検・評価活動として、「大学運営会議」のもと、「中長期計画」に基づいた点検・評価と認証評価の申請に向けた点検・評価を行っている。前者の「中長期計画」をもととした点検・評価については、「中長期計画」を達成するために、教育、研究、地域貢献、管理運営・組織に関する中期目標を定め、それらに対する実施計画を設定し、さらに、それらの実施に向けて、年度ごとの年度計画を策定している。具体的には、各委員会等は、年度初めに策定した年度計画を遂行し、その結果を年度末に「事業計画実施状況報告」を通じて実績を報告し、それを受けて、「大学運営会議」のもとで点検・評価を行っている。点検・評価に基づく改善策は、教授会で審議・決定し、「大学運営会議」の指示のもと、各委員会等において、次年度の年度計画の立案を行っている。また、後者の認証評価に向けた点検・評価については、認証評価申請の際に、「大学運営会議」のもと、各委員会等からの意見をもとに『自己点検・評価報告書』を作成している。認証評価機関からの指摘事項については、事務局長を中心に教授会で審議・決定し、改善すべき事項について、「大学運営会議」の指示のもと、各委員会において、改善に取り組むこととしている。

しかし、内部質保証の推進に責任を負う組織である「自己点検・評価等委員会」は開催されておらず、実態として「大学運営会議」がその役割を果たしている。そのため、2019(令和元)年度に定めた「内部質保証に関する方針」に沿った内部質保証システムは機能しておらず、方針・手続との大きな齟齬が認められる。これらのことから、内部質保証体制を十分に検討したうえで、実態に即した体制を整備し、内部質保証システムを機能させるよう是正することが求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動等の状況についての情報公開のため、「情報公開規程」及び「情報公開に関する細則」を制定し、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務等10項目について、ホームページで公開している。

また、研究業績については、「業績目録」として当該年度の1月から12月までの業績を『関西看護医療大学紀要』に掲載し、ホームページで公開している。

以上により、法令で求められる情報については適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性について点検・評価を行っておらず、「自己点検・評価等委員会」は内部質保証の推進に責任を負う組織として機能していない。今後は前述の通り、内部質保証体制を整備することに加え、内部質保証システム自体の適切性について点検・評価を行い、その結果に基づいて改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 「自己点検・評価等委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けたものの、内部質保証全体の体制を十分に整備しておらず、「自己点検・評価等委員会」のマネジメントを含めた権限・役割や内部質保証に係る他の組織との役割分担等が明確に定められていない。また、実態として「大学運営会議」が内部質保証を推進しており、「自己点検・評価等委員会」は機能していないため、内部質保証に関する方針及び手続との大きな齟齬が認められる。各組織の権限・役割を明確にするとともに、それらの連携により内部質保証が機能するよう、体制やシステムを是正されたい。

3 教育研究組織

<概評>

建学の精神と学部・研究科の教育理念・教育目的に基づき、看護学部看護学科及び看護学研究科（修士課程）を適切に設置している。また、社会の諸問題に看護の視点から地域貢献を推進するため「看護診断研究センター」を設置し、さらに、「セラピーアイランド淡路島」構想の研究・活動拠点として「私立大学研究ブランディング事業」に選定された「ブランディング研究センター」を設置している。教育研究組織の適切性について、教授会・委員会等のあり方についての点検・評価は行われているものの、教育研究組織が建学の精神、学部・研究科の教育理念・教育目標と整合してい

るか、これらの実現に有効な組織となっているかについて定期的に点検・評価しているとはいいがたい。また、毎年実施している「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を検証する項目のなかに、教育研究組織に関する事項が含まれていないため、内部質保証の体制を適切に整備したうえで、教育研究組織についても定期的な点検・評価を実施し、その結果に基づいて、改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

① **大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。**

建学の精神と学部・研究科の教育理念・教育目的に基づき、看護学部看護学科及び看護学研究科（修士課程）を設置している。また、地域社会に開かれた大学を目指し、社会の諸問題に看護の視点から地域貢献を推進するため「看護診断研究センター」を設置している。さらに、淡路島の資源を活用した「セラピーアイランド淡路島」構想の研究・活動拠点として、地域の健康長寿を実現し、地域の活性化を図ることを目的とした「私立大学研究ブランディング事業」に選定され、「ブランディング研究センター」を設置している。

これらは、学部・研究科の教育理念・教育目的に沿って地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成を目指す教育研究組織として適切である。

② **教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

看護の単科大学という特徴から、常に教育情勢や社会情勢の動向、学生の特性を勘案して教授会や委員会のあり方の検討に反映させているとしている。また、問題が生じた時点で速やかに担当委員会において検討し、委員会運営の改善に反映させ、必要に応じて迅速に規程化することができていると自己点検・評価している。

ただし、上記の取組みは教授会・委員会等のあり方の点検・評価であり、また、問題が生じた際に迅速に対応しているとされるが、学部・研究科、研究センター等の教育研究組織が建学の精神、学部・研究科の教育理念・教育目標と整合しているか、これらの実現に有効な組織となっているかについて定期的に点検・評価しているとはいいがたい。なお、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に検証しているものの、年度計画には教育研究組織に関する事項が含まれていないため、定期的に点検・評価されているとはいえない。内部質保証の体制を適切に整備したうえで、教育研究組織についても定期的な点検・評価を実施し、その結果に基づいて、改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

教育理念に基づき、学部・研究科の学位授与方針は適切に定めているが、教育課程の編成・実施方針は教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。効果的な教育を行うための方法は、学部教育においては、看護職として実践能力を高めるために、講義、演習において少人数教育を行っており、成績評価、単位認定、審査基準等についても概ね適切に実施されている。しかし、学部・研究科ともに、シラバスにおける成績評価の指標や授業計画の記載に不備が散見されるため、シラバスのあり方や点検の方法を見直すよう、改善が求められる。また、学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しておらず、特に2年次において、実際に相当数の学生の履修登録単位数が多くなっており、単位の実質化が十分に図られているとは認められないため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。さらに、学部・研究科において、学位授与方針に示した学習成果の評価方法や評価指標の確立、成果の測定が十分ではないため、改善が求められる。教育課程及びその内容、方法の適切性について、「教務委員会」「カリキュラム委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部では、教育理念に基づき、学位授与方針として「豊かな人間性を有し、看護の資質である倫理性・公平性を備えた者」「看護学の基盤となる知識を有し、看護のジェネラリストとして、看護学の全領域の専門能力を統合して実践・評価する能力及び研究する能力を備えた者」「地域に密着した保健・福祉・医療の現場をはじめ、幅広い看護の世界で活躍できる能力を有するとともに、新たな看護・医療の発展に寄与できる能力を備えた者」の3項目を卒業までに身につけるべき能力等として定めている。

研究科でも同様に、教育理念に基づき、「組織（政策も含む）の理論を基礎にして分析・考察し、組織の構築及び改善・改革出来る能力を持つ者及びこれらを通して看護の研究能力を持つ者」「専門分野において、科学的根拠に基づく高度な実践能力を有し、実践していけると認められる者」等の4項目を修了までに身に付けるべき能力等と示した学位授与方針を定めている。

これらの学部・研究科の学位授与方針については、『学生便覧』に掲載して学生へ周知を図るとともに、ホームページで公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部・研究科ともに、それぞれの教育理念に基づき、学位授与方針に対応した教育課程の編成・実施方針を定め、『学生便覧』及びホームページで公表するとともに、学生に対しては学年の初めにガイダンスで周知を図っている。

しかし、学部・研究科の教育課程の編成・実施方針において、学位授与方針に掲げる能力と教育方針として対応した人材を育成することを示しているが、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部では教育課程の編成・実施方針に基づき、人間性豊かな人材を育成する「基礎分野科目」と看護学の基盤となる「専門基礎分野科目」から看護系の「専門分野科目」に移行できるように編成している。看護系の「専門分野科目」については、順次性を担保するために、「看護学実習科目」や「看護専門科目」の前提となる科目の単位修得等の履修要件を設定している。また、文部科学省が指定する「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」のなかで看護師として身に付ける必要のある能力を教授している科目については、重点的に必修科目としている。「芸術」「言語情報リテラシー」等の時代に即した一般教養に関する科目の充実を図るとともに、「化学」「生物学」等を配当し、入学前に理科系科目を修得していない学生に対する学習の補完を図るための配慮をしている。

一方で、学位授与方針に対応した教育課程の編成・実施方針を定め、教育課程を編成しているものの、学位授与方針と各配置科目との関連性は示されていないため、明確に示すことが求められる。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目の適切性については「カリキュラム委員会」で検討し、「大学運営会議」を経て、教授会等で審議している。今後、学位授与方針に基づいた科目コード表を作成し、シラバスを通じて学生に周知を図るとしているため、適切に運用することが望まれる。

研究科では、教育課程の編成について、「慢性看護学分野」「地域看護学分野」「母性看護・助産学分野」の3つの分野に所属する学生が共通に専門教育を深めるための基礎となる「共通専門科目群」「共通基礎科目群」から始まり、それぞれの分野によってより高度で深い専門能力を育成するための「専門科目群」に区分している。各分野において、コースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムを適切に編成しており、具体的には、高度実践看護職として基盤となる「看護の対象者及び組織の理解」と「研究能力の醸成」を目的に、前半には看護の大理論と中範囲理論、研究方法論、看護診断（概念分析）の科目を、後半には看護現象や組織分析に関わる科目を配置している。これらを通じて、学生が自らの研究における疑問を明らかにし、修士論文につなげられるようにしている。なお、コースワークとリサーチワークとの関連については、学生に対して、科目ごとに明示するとともに、進行表としてオリエンテーション時に提示している。一方で、研究科において

も、学位授与方針に対応した教育課程の編成・実施方針を定め、教育課程を編成しているものの、学位授与方針と各配置科目との関連性は示されていないため、明確に示すことが求められる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

看護職としての実践能力を高めるために、講義・演習科目においては、少人数による教育を行っている。例えば、「看護学援助方法論」では、グループでの討論やゼミナール形式での演習を採り入れて実施することで、学生の主体的な授業への参加を促進している。また、実践能力の向上を図るため、地域住民や団体等を教育サポーターとして登録する仕組みとして「NEV (Nursing Education Volunteer) 制度」を設け、登録者がボランティアで演習における患者役を務めることで、より一層実践的な看護技術の修得を目指している。なお、研究科では、研究指導の方法及びスケジュールを『大学院学生便覧』に示したうえで、ひとりの学生に複数の指導教員を配置し、研究指導を行っている。

シラバスには、授業目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容、授業計画、成績評価法と基準等を示している。各教員は、年度開始前に講義計画書を大学に提出し、事務局教務係が講義計画とシラバスとの整合性を確認している。学期終了後には、「講義実績報告書」を提出しており、事務局教務係がシラバスと実施した講義内容の精査を行っている。シラバスには評価の方法（定期試験や課題レポート）を提示し、確認できるようにしているが、評価指標として示している授業中の態度、貢献度、レポート、定期試験等の配分割合が明確ではない記載が多く、また、複数回の授業内容をまとめて記載するなど授業計画の記載についても不備が散見され、学生の主体的な学修を促す観点から見て項目や内容が十分とはいえない。学生の学修に資するシラバスを策定するため、シラバスのあり方や点検の方法を見直すよう、改善が求められる。

学士課程では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しておらず、特に2年次において、3年次以降に履修する看護学実習等の前提条件となる必修科目が多いため、実際に履修登録単位数が多くなっている学生が相当数いる。このほかの措置はなく、単位の実質化が十分に図られているとは認められないため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。現在、進めている新カリキュラムにおける科目の配置においても、全体の履修登録単位数を削減しているものの、依然として設置されている必修単位数が多いため、さらなる検討が望まれる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価について、評価基準を「履修規程」に定め、『学生便覧』を通じて学生に周知を図っている。単位の認定については、学部においては「教務委員会規程」

「教授会規程」に基づき、「教務委員会」で承認を受けた単位認定対象者について、教授会で承認を行い、学長が認定するという２段階の手続をとることとしている。また、研究科では、大学院学則に基づき、各科目責任者が合格と判定した者について、研究科委員会で承認を行ったうえで学長が認定する。成績評価の客観性・厳格性を担保するために、学部ではシラバス上での評価方法の明記と成績評価に疑義が生じた場合の措置として、「成績確認制度」を設けており、学生は自らの成績評価の素点の開示を求めることができる仕組みとなっている。

学位授与については、要件や手続を大学学則及び大学院学則に定めており、『学生便覧』等により学生に周知を図っている。研究科においては、学位論文の審査基準を『修士論文提出の手引き』に明示し、『学生便覧』に掲載するとともに、ガイダンスで説明・配付することにより周知を図っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果の把握について、学部では各科目の学習に対する理解度や技術の習熟度等を試験及び評価表に基づき行っている。また、その他の学習成果を把握するための方法として、「カリキュラム委員会」で検討し、社会全般で求められる一般的な能力（ジェネリックスキル）に対する学習成果としてPROGテストなどの外部機関によるジェネリックスキルのアセスメントテストを活用している。カリキュラムの進捗にあわせて、ジェネリックスキルを定期的に測定することで、各講義、演習、実習科目の成績との相関について把握し、カリキュラムの学習効果を把握する重要な資料と位置付けている。くわえて、看護師国家試験問題に準じた卒業判定試験と卒業研究を合わせて、学習成果を測っている。

研究科では、学生一人に対し、主指導教員と副指導教員を配置し、履修指導と研究指導を一体的に行うことで、大学院学生の学習成果の把握を行っているとしている。

しかし、これらの学習成果について、学位授与方針に示している学習成果との関連が明確ではなく、適切に学習成果を把握しているとは認められないため、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、「教務委員会」「カリキュラム委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定した改善策をもとに、次年度の計画に反映している。点検・評価の一例として、「授業評価及び教員自己評価の実施に関する内規」に基づき、学生による講義の学習内容や教授方法等に係る授業評価ア

ンケートを行っている。授業評価アンケートは、事務局が一元的に集計し、担当教員にフィードバックしている。各教員においては、「授業評価及び教員自己評価の実施に関する内規」に基づき、一定の評価点以下であった項目について、自己評価と改善点の報告を義務付けている。こうした集計結果及び改善報告について、学長に集約し、学長の判断により、必要に応じて、学長とその教員が所属する領域長で個別面談を実施したうえで対応を協議するとともに、「FD委員会」に伝達し、同委員会が改善につながる研修を企画・実施し、教員の講義内容及び教授方法について評価をしている。

今後は、内部質保証の推進に責任を負う組織をはじめとした内部質保証の体制を適切に整備したうえで、「教務委員会」等による点検・評価と連携し、内部質保証システムを有効に機能させることが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 看護学部及び看護学研究科修士課程では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 2) シラバスについて、担当事務局が内容や実際の授業との整合性を確認しているものの、成績評価の指標や授業計画の記載に不備が散見され、学生の主体的な学修を促す観点から見て項目や内容が十分とはいえない。学生の学修に資するシラバスを策定するため、シラバスのあり方や点検の方法を見直すよう、改善が求められる。
- 3) 学士課程では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しておらず、特に2年次において、3年次以降に履修する看護学実習等の前提条件となる必修科目が多いため、実際に履修登録単位数が多くなっている学生が相当数いる。このほかの措置はなく、単位の実質化が十分に図られているとは認められないため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
- 4) 学習成果の把握方法として、学部では各科目の成績、PROGテストの結果、卒業判定試験等を用いて把握し、研究科では研究指導を通じて把握するとしているが、いずれも学位授与方針に示した学習成果との関連が明確でないため、十分に学習成果を把握・評価するよう改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学部及び研究科では、学生の受け入れ方針を定め、求める学生像について示し、公表している。「入学者選抜規程」及び「入学試験実施提要」を定め、「入学試験委員会」

を中心に、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。学部及び研究科では、定員についても適切に管理している。学生の受け入れの適切性について、「入学試験委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学部では、学生の受け入れ方針として、「知的好奇心が旺盛で主体的に学ぶことのできる人」「誠実な心で人と接することのできる人」「看護師として活躍したいという意欲と熱意にあふれた人」の3項目を求める学生像として定めている。

研究科では、学生の受け入れ方針として、高度先進医療の発展に不可欠な高度看護専門職や質の高い看護援助を提供、指導できる看護実践者及び看護学のさらなる発展に寄与できる学際的な実践者、研究者、教育者の養成を目指していることから、「その成果を踏まえてわが国のみならず全ての社会の発展に貢献できる学生」を求める学生像として定めている。

これら学部・研究科の学生の受け入れ方針については、ホームページ及び『入学試験要項』を通じて広く社会に公表している。さらに、学部においては、オープンキャンパスで実施される入試ガイダンス等においても詳細の説明を行っている。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか

学生の受け入れ方針の求める学生像に基づき、推薦入学試験、一般入学試験のほか、地域密着型入学試験等、複数の入学者選抜試験を行っている。地域密着型入学試験は、地域の医療機関等における看護専門職者の確保を目的として2019（令和元）年度入学試験より開始し、卒業後は地域で就職することとなっており、今後の成果が期待される。推薦入学試験では、大学独自の基礎学力テストに加え、学生の受け入れ方針における「意欲と熱意にあふれた人」及び「誠実な心で人と接することのできる人」を重点的に審査するため、個別面接及び集団面接試験を併せて採用するなど、学生の受け入れ方針に基づいた選抜方法を行っている。

入学者選抜実施のための体制については、「入学者選抜規程」に基づいて、運用している。「入学試験委員会」が入学者選抜の制度設計等について、検討・審議した結果を教授会に上程し、教授会において審議・承認する体制となっている。各入試区分における合格者の選考及び入学試験の実施においては、毎年度「入学試験委員会」において入学試験の実施手続や基準等の詳細事項を定めた「入学試験実施提要」を策定したうえで、教授会に上程し、教授会の議を経て運用している。

「入学試験実施提要」には各試験区分の可否判定基準を設けており、「入学試験

委員会」において決定した合格候補者について、判断の公平性や合理性について教授会で審議を行うという２段階での審査を行っており、入学者選抜の公正性を担保している。ただし、「入学者選抜規程」には、入学者選抜制度のあり方及び入学志願者の募集と選抜方法については「入試広報委員会」が行うとあるものの、実態としては「入学試験委員会」が行っており、齟齬がみられるため、実態と規程の整合を検討するよう望まれる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部では、収容定員に対する在籍学生数比率及び過去５年間の入学定員に対する入学者数比率の平均から、適切に定員を管理しているといえる。ただし、研究科については、入学定員に対する入学者数が年度によっては未充足である。この対応としては、学部４年生を対象とした修士課程への進学希望調査アンケートを実施し、現在や将来における進学ニーズを把握するとともに、全卒業生を対象とした大学院への進学希望調査を実施し、関心を示した在学生や卒業生に対する資料提供や面談の実施等を行っているほか、地域の医療機関及び行政機関に対し、入学希望者の推薦依頼等も併せて実施しているため、これらの取組みを継続して実施するよう望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性について、「入学試験委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。具体的には、学士課程では、入学試験区分ごとに全学生の入学後の学業成績、看護師国家試験の結果及び退学・卒業延伸率を追跡調査し、その結果から入学試験のあり方について、「入学試験委員会」を中心として分析・検討を行っている。その結果に基づき分析・検討し、退学率及び修業年限を超えて在籍する学生の割合が極めて高かったＡＯ入学試験を廃止するとともに、修業年限を超えて在籍する学生の割合が高かった公募制推薦入学試験区分においても、基礎学力テストを選考方法に導入するなどの改善に向けた取組みを実施している。

修士課程においては、「入学試験委員会」において、大学院学生に対して、受験時の負担となった要因を聞き取り調査する等の方法で点検・評価を行っている。その結果に基づき、必要となる能力の担保を重視する方針に改め、入学試験の選考方法について、英語試験科目及び小論文試験科目を廃止し、受験動機が高まるよう改善を行っている。

6 教員・教員組織

<概評>

2019（令和元）年度に「求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定し、大学として求める教員像を明らかにするとともに、教員組織の編制方針を定めているものの、学部・研究科ごとの教員組織の編制について定めていないため、改善が望まれる。各講座や各分野に教員を配置し、学部・研究科ともに概ね適切な教員組織を整備している。全ての教員の募集、採用、昇任については、「教員選考規程」及び「教員選考基準」に基づき、教授会のもとに「教員選考委員会」を設置し、選考が行われている。しかし、「教員選考基準」には具体的な審査基準は定められておらず、研究科における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を審査する基準についても定められていない。教員選考における資格審査に関する基準を明確に示すとともに、研究科の教員の資格審査基準を策定するよう改善が求められる。教員組織の適切性についての点検・評価については、これまで十分取り組まれていなかったため、今後は内部質保証の推進に責任を負う組織をはじめとした内部質保証の体制を適切に整備したうえで、教員組織についても定期的な点検・評価を実施し、改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

2019（令和元）年度に「求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定し、その方針のなかで、求める教員像として、「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを十分理解し、推進できる教育研究能力を有する者」と明示している。また、専門分野に関する能力は、「教員選考基準」に規定している。

教員組織の編制に関する方針は、「求める教員像及び教員組織の編制方針」において、適切な教員数、3つのポリシーに基づく教育研究活動、年齢構成、適切な教員の募集・採用、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の推進の各項目に関して明示しているが、学部・研究科ごとの教員組織の編制について定めていないため、改善が望まれる。なお、「求める教員像及び教員組織の編制方針」は学内ネットワークにおいて共有している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学部及び研究科の専任教員数は、法令で求められる必要専任教員数を充足している。

学部では、「専門基礎講座」「臨床看護学講座Ⅰ」「臨床看護学講座Ⅱ」の3つの講座の教員組織を編制し、各講座に講座長を置き、講座長は教育を統括する学科長と連絡調整する役割を担っている。また、研究科の教員組織においては「母性看護・助産」「慢性看護学」「地域看護学」の3分野で編制している。各講座や各分野に教員を配置し、学部・研究科ともに概ね適切な教員組織を整備している。なお、専任教員の年齢構成については、やや高い年齢層に偏っている傾向はあるが、概ねバランスよく配置している。専門分野における教育上主要と認められる授業科目は、専任教員が大部分を担当しており、教育課程を支えるうえでも十分かつ適切な教員組織であるといえる。

各領域実習について、学外での実習指導を少人数制で実施しているため、専任教員のほかに実習指導に特化した兼任教員を配置している。さらに、学内における技術演習を補佐する兼任教員も配置し、基礎・成人・母性・老年・地域看護学の分野で科目責任者の指導のもとに教育に携わっている。これらの兼任教員は、病院における看護経験者や看護教育経験者を原則として採用している。なお、実習については、専任教員に比べ、兼任教員の比率が高くなっているが、兼任教員に対し、契約締結前のオリエンテーションにおいて、業務の内容や条件等を協議し、学務課教務係において兼任教員担当者を配備し、随時、兼任教員からの問合せに対応することで、教育に支障をきたすことのないように努めている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用については、学部・研究科ともに、「教職員就業規程」「教員選考規程」沿って実施しており、その際の基準については「教員選考基準」に定め、これに基づき審査を行っている。

募集・採用の手続については、教授会のもとに「教員選考委員会」を設け、同委員会において要件等を検討し、公募による募集を行っている。応募者から提出された調査書及び業績内容を同委員会で「教員選考基準」に基づき審査を行い、その結果を教員採用候補者として教授会に答申し、教授会で審議したうえで学長が決定するプロセスとなっている。なお、教授の場合には10編以上、准教授の場合は5編以上の研究論文と教員としての抱負を提出することを求めている。ただし、「教員選考基準」に示されている職階ごとの審査基準として、法令等に基づく内容が定められているものの、同基準には具体的な審査基準は定められておらず、研究科における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を審査する基準についても定められていない。教員選考における資格審査に関する基準を明確に示すとともに、研究科の教員の資格審査基準を策定するよう改善が求められる。

教員の昇格に関しては、専任教員であっても、公募されている上位の職位に申請することとしており、その際には所属する領域からの推薦を得たうえで、外部の応

募者と同じ条件・手続で審査を行うこととしている。そのため、昇格の手続については、既述の募集・採用と同様の手続・基準を用いて行っている。

なお、任期を1年とする特任教員の採用については、「特任教員の就業に関する規程」を設けており、既述の募集・採用と同様の手続で選考を行っている。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

「教員の教育研究活動の向上・能力の開発に関して検討を行い、その質的充実を図ること」を目的に「FD委員会」を設置している。「FD委員会」では、2015（平成27）年度より「中長期計画」の目標を設定し、学部及び大学院教員の教育力・研究力向上に向けた取組みを検討し、専任教員全員が出席する全体FD研修会を年に複数回開催しており、「看護診断」「学生相談」「科学研究費補助金」等のテーマで教員の資質向上を図っている。また、「関西地区FD連絡協議会」に所属し、他大学のFD活動を学ぶとともに「FD委員会」で共有することでFD活動の改善の一助としている。

学部のFD活動では、全授業科目を対象とした学生による授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートは、事務局が一元的に集計し、担当教員に共有している。授業評価の結果や自由記載での意見等をもとに、授業を改善・向上するために、各教員は授業評価の結果を分析し、「授業評価及び教員自己評価の実施に関する内規」に基づき、一定の評価点以下であった項目について、改善策を記載した『自己評価報告書』を学長に提出している。その後、こうした集計結果及び改善報告に基づき、改善報告が義務付けられた教員に対しては、学長の判断により、必要に応じて、学長とその教員が所属する領域長で直接対象教員との個別面談を実施したうえで対応を協議するとともに、必要に応じて「FD委員会」に伝達し、同委員会が改善につながる研修を企画・実施している。しかし、これらの改善についてのプロセスは学長による判断となっており、組織的に定められておらず、また、授業評価アンケートにおいて、一定の評価点を満たしている教員については、個人による自己分析と授業改善に委ねられているため、組織として取り組むよう検討が望まれる。

大学院においては、研究科における指導方法に関する研修会や高度専門看護職の能力向上を図るための指導方法に関する研修会を開催している。例えば、2017（平成29）年度には、カリキュラムを踏まえた研究指導能力の向上を図るため、医療系における臨床研究の方法のひとつである介入研究に関する研修会を開催するなど、研究科の教員に必要な教授法や研究指導能力の改善・向上のためのFD活動を「FD委員会」のもとで企画・運営している。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性について、FD活動については「FD委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映しているものの、その他教員組織については、これまで十分取り組んでいない。今後の計画として、2019（令和元）年度に定めた「求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づき、教員組織の編制の適切性について、「大学運営会議」のもとで、各領域からの意見をもとに検証を行い、課題が発見されるごとに改善策を検討するとしており、今後は内部質保証の推進に責任を負う組織をはじめとした内部質保証の体制を適切に整備したうえで、教員組織についても定期的な点検・評価を実施し、改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

<提言>

改善課題

- 1) 全ての教員について、「教員選考基準」に基づき、選考を行っているが、同基準には具体的な審査基準は定められておらず、研究科における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を審査する基準についても定められていない。教員選考における資格審査に関する基準を明確に示すとともに、研究科の教員の資格審査基準を策定するよう改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

「中長期計画」の「学生支援の充実」に関する中期目標を学生支援に関する方針として定め、「学生委員会規程」及び「看護学研究科学生委員会規程」に基づき、学部・研究科にそれぞれ「学生委員会」を設置し、就学支援、生活支援、進路支援等の学生支援の取組みを適切に行っている。学生支援の適切性について、「学生委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「中長期計画」において、「学生支援の充実」に関する中期目標として「学生の個別相談、学生生活の支援、課外活動の支援等を通して、学生支援体制の充実・強化を図る」「看護師・保健師・助産師の国家試験支援体制を強化し、合格率 100%を目指す」と定め、これを学生支援に関する方針としている。この「中長期計画」

については、教職員全員が参加する拡大教授会で周知を図り、さらに学内ネットワークに掲載して教職員がいつでも閲覧できるようにすることで、教職員間での意識の共有を図っている。また、新規計画時は、その都度、全教職員に伝達し情報共有している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生委員会規程」及び「看護学研究科学生委員会規程」に基づき、学部・研究科にそれぞれ「学生委員会」を設置し、学生支援に関する課題やその対応について検討し、必要時に教授会や研究科委員会で審議して対応を行っている。

修学支援として、1年次から3年次の全員に対して受験を必須とする国家試験対策模擬試験や学生の習熟度に合わせて夏季、春季休暇期間を利用した補習教育授業を行っている。成績不振の学生については、保護者を含めた三者面談等の修学指導を行っている。

奨学金については、財団法人からの基金等、複数の給付型奨学金制度に加え、在学生対象の学資サポートローンを併せて整備している。

外国人留学生の受け入れ及び重度障がいを持つ学生の学生支援については、「外国人留学生受入マニュアル」及び「心身に重度障がいを持つ入学者等に対する修学上の配慮に係る取り扱い要綱」に基づき、学生支援を行う体制を整備している。学生の心身の健康面に関する支援として、カウンセリング室及び保健室を設置し、臨床心理士によって継続的なカウンセリングを実施するなど心身の両面からの支援を行っている。

進路支援として、医療機関の選択についてのガイダンスの実施、就職対策ガイダンス、国家試験対策プログラムの導入及び各種医療機関等の求人情報や奨学金情報を一括して検索できる「スチューデントオープンルーム」の設置、職員による面接練習の実施等、適切な支援体制を整えている。

学生の正課外活動（部活動等）支援として、「東北復興ボランティア」等の学生ボランティア活動に教職員が同行し、支援を行っている。また、他の学生も参加する学内の報告会において、ボランティア活動に参加した学生が活動後の報告を行うことで、他学生への波及効果を担っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性について、「学生委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。具体的には、学生生活にお

ける要望や改善に関しては、学生生活アンケート調査を実施し、学生からの意見等を把握・集約し、チューター教員への相談実績や年度別退学者数、休学者数といったデータを分析したうえで、「学生委員会」が中心となって改善策を検討している。

8 教育研究等環境

<概評>

「中長期計画」の「教育・学習環境の整備・充実」「研究活動の充実・活性化」に関する中期目標を学生支援に関する方針として定め、学生と教員に対してより良い環境整備に努めている。学生専用の自習室に加え、4年生には国家試験に向けた専用の自習室を設けており、学生が自主的に学べる環境を整備している。また、図書館は学生の学習及び教員の教育研究に必要な図書、学術雑誌、電子ジャーナル等について、十分な質・量を確保しており、学術情報資料を整備している。教育研究活動を支援する環境として、年5日間を研究に専念できる「研究日」として設け、研究時間の確保に努めている。教育研究環境の適切性に関する点検・評価は、「教務委員会」「FD委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「中長期計画」において、中期目標として「教育・学習環境の整備・充実」「研究活動の充実・活性化」の2項目を定めている。「教育・学習環境の整備・充実」では「学生の個別相談、学生制圧の支援、課外活動の支援等を通して、学生支援体制の充実・強化を図る」と定め、「研究活動の充実・活性化」では「教員の研究能力の向上、研究時間の確保ができるようサポート体制の充実を図る。教育研究水準の向上及び資金の確保を図るため、科学研究費補助金をはじめ、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組む」と定めている。これらを学生の学習や教員による教育研究活動について、環境や条件を整備するための方針としている。この「中長期計画」については、教職員全員が参加する拡大教授会で周知を図り、さらに学内ネットワークに掲載して教職員がいつでも閲覧できるようにすることで、教職員間での意識の共有を図っている。また、新規計画時はその都度、全教職員に伝達し情報共有している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準を満たす校地・校舎面積のほか、体育施設、福利厚生施設等を有し

ている。教育研究に要する施設、設備を整備し、学生専用の自習室に加え、4年生には国家試験に向けた学習に専念できるよう専用の自習室を設けており、これらの自習室にはインターネットが完備されたパソコンを設置している。また、車いす等へのバリアフリーの対応も進んでいる。

施設・設備の安全及び衛生の確保として、産業医・衛生管理者等を構成員とする「衛生委員会」を設置し、安全・衛生の確保に努めるとともに、校舎にはセキュリティ装置を整備し、特に夜間の入出退管理を実施している。さらに、年に一度、大学が位置する淡路市の消防職員の指導のもとで学生・教職員を動員した各種防災訓練を行っている。

ネットワーク環境については、学生への教育上の情報連絡のための専用システムや教職員間での情報共有のためのネットワークシステムを整備し、これら情報通信技術を運営管理するために専任の職員を配置している。

情報倫理については、学生は1年次の必修授業である「情報処理」において、情報リテラシーの概念、情報化社会における情報の質及び道德、規範に関する講義を受けている。教職員に対しては採用時に情報公開と個人情報の保護について指導を行っている。

以上より、教育研究等環境に関する「中長期計画」に基づき、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

学生の学習及び教員の教育研究に必要な図書、学術雑誌、電子ジャーナル等について、十分な質・量を確保しており、学術情報資料を整備している。「国立情報研究所」に登録し、他大学図書館と相互協力し、学術情報サービスの向上を図っている。

また、専門的な知識を有する職員を含む常勤及び非常勤の図書館専属の職員を配置している。図書館は試験期間前後、国家試験前には可能な限り、日祝日も開館しており、学内利用者のニーズに対応している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

外部資金獲得のための支援として、科学研究費補助金等の外部資金の申請に必要な書類の書き方に関する研修会を開催し、研究公募の情報を提供・周知するなど、積極的な申請を促しており、科学研究費補助金の獲得額は増加しているものの、申請件数は全教員のほぼ半数に過ぎないため、今後、申請件数の増加が望まれる。

教員の教育研究環境として、助教と助手を除く専任教員全員に研究室を整備し、助教と助手には共同研究室を整備するなど研究室を適切に整備し、年5日間を研究に専念できる「研究日」として設け、研究時間の確保に努めている。

教員に対する教育研究活動の支援として、「ティーチング・アシスタント規程」を定め、ティーチング・アシスタント（TA）による教育研究活動の支援を行っている。

以上より、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備しており、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理の遵守・不正防止を目的として、文部科学省のガイドラインに基づき、「公的研究費の取扱いに関する規程」を定めている。また、学外者も含まれる「研究倫理委員会」を設置し、研究計画の倫理審査を行っている。

研究倫理の遵守に向けて、教員及び研究機関に従事する事務職員を対象に、コンプライアンス・研究倫理教育の講習会等を実施し、理解度を測るためのテストを実施することで、公的研究費の不正使用や研究における不正行為防止の理解を促している。大学院学生については、論文指導の際に指導教員から研究倫理について説明しているほか、研究倫理に関する内容を含む「研究方法論」を必修科目としているなど、研究倫理を遵守するために必要な措置を行っている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性について、「教務委員会」「FD委員会」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。点検・評価の一例として、「FD委員会」においては、教員の研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、教員の研究活動の促進に取り組んでいる。また、「図書委員会」においては、図書館統計や図書館概要をもとに定期的に点検・評価を行い、情報環境の改善に取り組んでいる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

「中長期計画」の「地域貢献」に関する長期目標を定め、その長期目標を実現するための中期目標である「地域貢献・国際交流」を社会貢献・社会連携に関する方針として定め、社会連携・社会貢献に熱心に取り組んでいる。社会の諸問題に看護の視点から地域貢献を推進するため「看護診断研究センター」等を設置することで、地域の

学術交流拠点の形成を目指し、社会に開かれた大学として地域との連携を深めている。「看護診断研究センター」及び「ブランディング研究センター」の取組みは、地域医療に貢献し、地域住民の健康増進を図る取組みとして評価できる。社会連携・社会貢献の適切性について、「看護診断研究センター」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

① **大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。**

「中長期計画」における地域貢献・国際交流に関する長期目標を「教育研究の成果を地域社会に積極的に還元し、『知』の拠点としての存在感を高めるとともに、自治体、医療機関、住民等と連携し、地域の活性化に貢献する」と定めている。その長期目標を実現するための中期目標として、「地域社会や住民との連携のもとに、大学の知的資源、人的資源及び施設を有効に活用して地域の保健・医療・福祉の向上に貢献する」「国際的視野から海外との大学間交流を推進し、海外の保健・医療・福祉の向上に貢献する」ことを定め、これらを社会連携・社会貢献に関する方針としている。この「中長期計画」については、教職員全員が参加する拡大教授会で周知を図り、さらに学内ネットワークに掲載して教職員がいつでも閲覧できるようにすることで、教職員間での意識の共有を図っている。また、新規計画時はその都度、全教職員に伝達し情報共有している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会の諸問題に看護の視点から地域貢献を推進するため「看護診断研究センター」を設置し、地域の学術交流拠点の形成を目指し、社会に開かれた大学として地域との連携を深めている。同センターの活動内容として、「フットケア研修会」等の地域の臨床看護師の技術向上のための研修会の実施のほか、関連病院及び行政と連携した講演会及びセミナー等を実施している。また、地元地域の「洲本高齢者をよくする会」や「淡路市老人クラブ連合会」との協賛で、「健康と睡眠」等のヘルスケアに関するテーマを中心に、2018（平成 30）年度は、近年問題となっている自殺をテーマとして「いのちとこころのセミナー」を開催するなど、このような市民公開講座を毎年実施しており、これは淡路島の住民の健康の保持増進を目指す社会貢献活動と位置付け、「育児」「介護」「女性の健康づくり」「こころの健康」「認知症予防」「生活習慣病」「重症化予防」等さまざまなテーマで実施している。淡路島内の高等学校との高大連携による高校生の授業への参加、淡路島コンソーシアムへの協力等も積極的に行っている。

「看護診断研究センター」における特長的な事業として、「看護診断セミナー」を開催している。地域の看護師の育成と「看護診断」「看護治療」の普及を目指し、臨床看護師及び看護職員を対象として、年2回実施している。ここでは、看護診断の基礎から、臨床及び教育の場での看護診断や看護ケア問題をどのように考えていけばいいのか、臨床事例を採り入れディスカッションを行っている。セミナーの開催にあたってはアンケート等で要望が多いテーマを選ぶなど工夫を行っており、受講者からのアンケート結果も良好であることを踏まえ、地域医療に貢献できる取組みとして高く評価できる。

また、大学の所在地である淡路島の資源（ヒト・文化・自然）を活用した看護・治療としてセラピーを展開すべく、「セラピーアイランド淡路島」の構築を基盤とした地域活性化及び看護教育カリキュラムの開発に向けた研究拠点の確立に取り組んでいる。セラピーを研究する一環として、認知症高齢者に対するハンドマッサージ等のタッチングケアを看護技術として位置付け、教員がタッチングケアの研究者より技術を習得し、学生の教育内容として、演習・実習に採り入れており、老年看護学実習施設においてこれを実施し、ケアを受けた人を含め、その効果を科学的に検証している。こうした取組みを通じて看護の専門知識・技術を地域に還元していることは評価できる。さらに、地域の特産物を応用した健康生活に寄与する食品等の開発を試みており、地域の市民団体の協力のもと、取り組んでいる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性について、「看護診断研究センター」等において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、「大学運営会議」、教授会で審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

「看護診断研究センター」では、毎年、教育研修部門、地域連携部門が各種セミナーや研修会等のアンケート結果の分析を行い、分析結果を「看護診断センター運営会議」に報告し、同委員会において課題について「大学運営会議」に報告している。

「ブランディング研究センター」では、「研究ブランディング事業実施プロジェクト会議」において、年度末に活動状況を振り返り、目標の達成状況と課題について、地域、行政、他大学の外部委員から構成される「外部評価委員会」へ報告し、助言を受け、同会議はその結果を踏まえて、「大学運営会議」に課題を報告している。各センターからの報告を受け、「大学運営会議」は改善策を定め、教授会に上程し、教授会で審議・決定後、「大学運営会議」の指示のもと、各センターにおいて改善を行っている。

<提言>

長所

- 1) 社会の諸問題解消に向けた看護の視点からのさまざまな事業に取り組んでおり、「看護診断研究センター」では、地域の看護師の育成及び看護診断・看護治療の普及を目指し、看護診断の基礎から臨床・教育の場での看護ケアの問題まで幅広く学べる「看護診断セミナー」を継続的に開催し、年々受講者が増加している。また、人・自然・文化を介在した治療・療法であるセラピーを研究する一環として、認知症高齢者に対するハンドマッサージ等のタッチングケアを看護技術として位置付け、老年看護学実習施設においてこれを実施し、ケアを受けた人を含め、その効果を科学的に検証している。こうした取り組みを通じて看護の専門知識・技術を地域に還元していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

「中長期計画」における「管理運営・組織」に関する長期目標及び中期目標を定めているが、「大学運営に関する方針」として明確にしておらず、学内に対してよりわかりやすく明示することが望まれる。理事会をはじめとした大学運営に関する各種組織の運営や予算編成及び執行については規程を整備し、適切に運営している。職員の資質向上のための研修や採用・昇格、業務評価については、「SD委員会」を設置し、研修計画を立案し、実施している。今後は「中長期計画」の中期目標において掲げているとおり、事務職員の評価制度の構築が求められる。大学運営の適切性の点検・評価については、「大学運営会議」において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「中長期計画」における「管理運営・組織」に関する長期目標を「構成員の共通認識の下に、全学一体となって不断に組織運営の改革を推進するとともに、目標を達成できる運営体制を構築する」と定めている。この長期目標を実現するための中期目標として、「弾力的で柔軟な人事制度を構築する」「事務職員の業績を適正評価する制度を構築する」「事務の効率化・合理化を進める」「中長期的な施設設備計画を策定する」「危機管理体制を構築する」及び「外部資金の確保」等を定めている。しかし、上記の長期目標については、「大学運営に関する方針」として明確にしておらず、学内に対してよりわかりやすく明示することが望まれる。

なお、この「中長期計画」については、教職員全員が参加する拡大教授会で周知

を図り、さらに学内ネットワークに掲載して教職員がいつでも閲覧できるようにすることで、教職員間での意識の共有を図っている。また、新規計画時はその都度、全教職員に伝達し情報共有している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の資格として、「人格が高潔で、学識にすぐれ、大学運営に識見を有」するなどの条件を「学長選考規程」に定め、同規程に基づき、教授会において選出し、理事会が決定している。学部長、研究科長等の役職者の選考については、それぞれ「学部長選考規程」「研究科長選考規程」に定め、適切に行っている。

大学運営に関わる組織として、教授会、研究科委員会及び「大学運営会議」を設置している。教授会及び研究科委員会は教育研究に関する重要な事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるために審議することをそれぞれ「教授会規程」「看護学研究科委員会規程」に明確に定めている。

「大学運営会議」は、学長、学部長、学科長、図書館長、看護診断研究センター長、ブランディング研究センター長、事務局長で構成し、管理運営の基本方針や予算、教員人事等に関する事項を審議することを「大学運営会議規程」に定めている。

教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任については、それぞれ大学学則と「寄附行為」に明確に定めて運営を行っている。大学の活動状況や諸課題については学長が理事会・評議員会の場で報告し、理事会・評議員会の審議内容については事務局長が教授会で報告するなど、意見交換や情報共有を適切に行っている。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算の編成・執行については「経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産・物品管理規程」「予算委員会規程」「資産運用規程」等で規則を明確に定めている。

予算編成については、「予算委員会」での討議、各部署からの要求に対するヒアリングの手続きを経て予算案を「予算委員会」に付議し、最終的に理事会・評議員会に付議して審議・決定している。

予算の執行状況については、理事長、監事、学長、事務局長が毎月確認し、各領域・各部署での執行状況が各教員のパソコン上で確認できるようにすることによって、予算・執行の透明化、効率化を図るなど、適正な管理を行っている。

- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、事務局長以下「経営企画課」「学務課」のほか、複数の係で組織されている。事務職員については、専任職員のほか、非常勤職員に加え、淡路市からの出向職員で構成している。なお、事務組織の構成や業務分掌については、「事務組織規則」「事務局事務分掌規程」において明確にしている。

大学運営については、各委員会に、事務職員が事務担当者として加わることで、教員と職員で連携・協力して業務を推進している。

しかしながら、職員の採用・昇格については法人及び事務組織の規模が小さいこともあり規程化しておらず、職員の採用については、事務局長、課長による面接選考を行っており、職員の昇格については、事務局長が課長の意見も採り入れながら理事長、学長と相談して行っていることから、規程による明文化が求められる。

業務の多様化及び専門化については、業務マニュアルを整備することを中長期計画の一環として掲げている。また、定期的に配置転換を行っており、各職員が複数の業務を経験することで、大学全体の事務業務に関する知識が高まり、事務職員の全体的な事務レベルが向上することを図っている。所属部署の業務上必要な知識や情報の取得については、外部研修会等を活用している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の資質能力の質的向上を図ることを目的とし、2017（平成 29）年度に「SD委員会規程」を制定し、「SD委員会」を設置した。「SD委員会規程」の趣旨に基づき、研修計画を立て、2018（平成 30）年度は教職員に対して、アレルギーによる呼吸困難やショック症状等（アナフィラキシーショック）に対応するための「エピペン接種の研修会」や「AED（自動体外式除細動器）講習会」「ハラスメント防止研修」を実施するなど、具体的な取組みを行っている。

教職員の知識や技能の向上のための研修については、それぞれの部署で判断して必要に応じた外部研修への参加等を行っているが、今後は、「SD委員会」等の主導のもと、組織的に教職員の資質能力向上を図るための取組みを検討することが望まれる。事務職員に対する業務評価やそれに基づく処遇改善については、直属の上司と事務局長の協議によって行っている。今後は「中長期計画」の中期目標において掲げているとおり、事務職員の評価制度の構築が求められる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価については、「大学運営会議」において、「中長期計画」に基づく年度計画の達成度を年度末に点検・評価し、審議・決定された改善策をもとに、次年度の計画に反映している。

監査については、公認会計士によって行われる会計監査及び監事による監査に加え、内部監査室による監査を行っており、業務の適切性や補助金等の適切な運用についての検証を行っている。

(2) 財務

<概評>

2028（令和10）年度まで10年間の「財務シミュレーション」を作成し、数値目標として各年度の収支差額を掲げている。財政状況は、「要積立額に対する金融資産の充足率」が安定して高い水準を維持していることなどから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているといえる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2015（平成27）年度に、法人として目指す将来像（ビジョン）を含む中・長期の目標とこれに対する実施計画を定めた「中長期計画」を策定し、これを達成するために、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの「中長期計画に関するロードマップ（工程表）」を策定している。このロードマップにおいて、外部資金の確保や施設設備管理、財務管理等それぞれの計画指針を示しており、これを前提として2028（令和10）年度までの10年間の資金収支計算及び事業活動収支計算、キャッシュフロー等に関する「財務シミュレーション」を作成している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「保健系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに、事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率及び貸借対照表関係比率は概ね良好である。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」については、安定して高い水準を維持しており、「事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越支出超過額（翌年度繰越消費支出超過額）の割合」についても低い水準で推移していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているといえる。

なお、外部資金については、科学研究費補助金の申請のための研修会を開催しているほか、申請準備のための研究日が取得できる制度を創設するなど、申請促進に向けた取組みを行っている。これにより、近年は獲得額が増加していることから、今後の成果がさらに期待される。

以上

関西看護医療大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	2018年度学生便覧		1-1
	関西看護医療大学学則		1-2
	2018年度大学院学生便覧		1-3
	関西看護医療大学大学院学則		1-4
	関西看護医療大学大学案内（2019）		1-5
	大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト	○	1-6
	学校法人関西看護医療大学中長期計画		1-7
	学校法人関西看護医療大学中長期計画に関するロードマップ（行程表）		1-8
	学校法人関西看護医療大学寄附行為		1-9
	関西看護医療大学大学院看護学研究科（案内）		1-10
2 内部質保証	関西看護医療大学自己点検・評価等委員会規程		2-1
	関西看護医療大学内部質保証の方針		2-2
	平成27年度FD委員会活動報告書		2-3
	修士論文提出の手引き		2-4
	大学院担当教員年齢構成の推移		2-5
	学校法人関西看護医療大学情報公開規程		2-6
	学校法人関西看護医療大学情報公開に関する細則		2-7
	教育情報を公表しているウェブサイト	○	2-8
	自己点検・評価の結果を公表しているウェブサイト	○	2-9
	関西看護医療大学紀要（2019年3月）		2-10
	改善報告書		2-11
	設置に係る改善意見等対応状況報告書		2-12
	財務情報を公表しているウェブサイト	○	2-13
3 教育研究組織	関西看護医療大学教授会規程		3-1
	関西看護医療大学運営組織図		3-2
	関西看護医療大学運営会議規程		3-3
	関西看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程		3-4
	平成28年度私立大学研究ブランディング事業計画書		3-5
	私立大学研究ブランディング事業を公表しているウェブサイト	○	3-6
4 教育課程・学習成果	学位授与方針を公表しているウェブサイト	○	4-1
	教育課程の編成・実施方針を公表しているウェブサイト	○	4-2
	シラバス（授業計画）2018年度（学部）		4-3
	シラバス（授業計画）2018年度（大学院）		4-4
	平成30年度英語Ⅰ・情報処理クラス分けについて		4-5
	現行カリキュラムの看護学教育コア・カリキュラムとの対応について		4-6
	平成27年度カリキュラム改正に伴う講義時間比較表		4-7
	平成30年度修士課程共通課題及び研究の進行表		4-8
	看護学研究科課題に関する各分野の共通及び分野特性		4-9
	関西看護医療大学教育サポーターボランティアネットワーク設置要綱		4-10
	平成30年度自主学習時間の確保に係る自主学習推奨曜日の運用開始について		4-11
	関西看護医療大学履修規程		4-12
	関西看護医療大学教務委員会規程		4-13
	関西看護医療大学既修得単位認定規程		4-14
	関西看護医療大学成績評価確認制度実施要項		4-15
	関西看護医療大学学位規程		4-16
	平成30年度看護学実習要綱・各実習要項		4-17

	PROGテスト結果 新カリキュラム編成等に向けてのPROGテストの今後の運用について		4-18 4-19
5 学生の受け入れ	学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト 平成31（2019）年度入学試験要項 2018オープンキャンパス入試ガイダンス 平成31年度大学院看護学研究科学生募集要項 関西看護医療大学入学試験委員会規程 関西看護医療大学入学者選抜規程 平成31年度入学試験実施提要 平成31年度入学試験合否判定資料 関西看護医療大学大学院看護学研究科入学試験委員会規程 平成31年度大学院入学試験実施提要 平成31年度大学院入学試験合否判定資料 入学試験出願状況（学部） 平成26年度～平成30年度各年度別在籍学生数一覧 入学試験出願状況（大学院） 関西看護医療大学修士課程進学に関するアンケート調査及び集計表 平成26年度～平成30年度生試験区分毎の延伸率・退学率一覧 学籍異動の推移について 年度別国家試験合格率状況等の一覧表 平成31（2019）年度淡路島内高等学校地域密着型入学試験要項 淡路島内病院への就職推進事業に係る事前協議議事録 高大連携推進委員会議事録 大学院長期履修申請及び利用 大学院「大学卒業と同等学力の認定申請」申請者一覧	○	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 5-17 5-18 5-19 5-20 5-21 5-22 5-23
6 教員・教員組織	関西看護医療大学求める教員像及び教員組織の編制方針 関西看護医療大学教員選考基準 学校法人関西看護医療大学教職員就業規則 関西看護医療大学教員選考規程 学校法人関西看護医療大学特任教員の就業に関する規程 関西看護医療大学FD委員会規程 平成30年度FD研修会記録		6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7
7 学生支援	関西看護医療大学学生委員会規程 関西看護医療大学大学院看護学研究科学生委員会規程 国家試験対策「国試対策模試」及び「集中講義」の実施について 平成30年度必修科目にかかる単位未修得者への三者面談の実施について 奨学金ガイド2018リーフレット 各奨学金学生募集要項 外国人留学生受入マニュアル 心身に重度障害を持つ入学者等に対する就学上の配慮に係る取り扱い要綱 平成30年度チューター担当教員一覧 平成30年度オフィスアワー一覧 関西看護医療大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 平成30年度カウンセリング室の活動に関する報告書 平成30年度保健室利用状況の推移 学生就職支援ガイダンス（病院就職説明会等）の開催について 平成21年度～平成29年度卒業者就職・進学状況 関西看護医療大学学外ボランティア活動規程 2018看護学生による東北復興ボランティアの活動記録 就職支援ガイダンス（病院就職説明会等）アンケート集計表 平成28年度学生生活に関するアンケート及び報告書 平成30年度関西看護医療大学前期ガイダンス日程 地域ボランティアネットワーク参画演習について		7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21

8 教育研究等 環境	大学構内配置図 平成30年度新任教員オリエンテーション 関西看護医療大学ティーチング・アシスタント規程 関西看護医療大学公的研究費の取扱いに関する規程 関西看護医療大学研究倫理委員会規程 図書館概要		8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6
9 社会連携・ 社会貢献	看護診断研究センター活動報告書平成30年度 関西看護医療大学とモンゴル国立医科科学大学附属看護学校との学術交流協定書 平成30年度高大連携事業日程の決定について 淡路島内高等学校との高大連携教育協定に基づく特別講義の開講について 淡路市IoT事業（平成30年10月）		9-1 9-2 9-3 9-4 9-5
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	関西看護医療大学学長選考規程 関西看護医療大学学部長選考規程 関西看護医療大学大学院看護学研究科長選考規程 関西看護医療大学予算委員会規程 学校法人関西看護医療大学経理規程 学校法人関西看護医療大学経理規程施行細則 学校法人関西看護医療大学固定資産・物品管理規程 学校法人関西看護医療大学資産運用規程 関西看護医療大学事務組織規則 関西看護医療大学事務局事務分掌規程 関西看護医療大学SD委員会規程 平成30年度SD研修会記録 関西看護医療大学事務職員人材育成ビジョン 規程集 学校法人関西看護医療大学役員「理事・監事」一覧 監事監査報告書 独立監査法人の監査報告書 事業報告書		10-1-1 10-1-2 10-1-3 10-1-4 10-1-5 10-1-6 10-1-7 10-1-8 10-1-9 10-1-10 10-1-11 10-1-12 10-1-13 10-1-14 10-1-15 10-1-16 10-1-17 10-1-18
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	平成30年度5月開催理事会資料 平成30年度第2回FD研修会 研究日申請に伴う留意事項 寄附申込書 財務計算書類 財産目録 5カ年連続財務計算書類（様式7）		10-2-1 10-2-2 10-2-3 10-2-4 10-2-5 10-2-6 10-2-7

関西看護医療大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	平成30年度第1回教授会議事録 平成30年度第1回拡大教授会議事録 平成29年度事業計画実施状況報告		実地1-1 実地1-2 実地1-3
2 内部質保証	内部質保証の体系図（イメージ）		実地2-1
3 教育研究組織	看護診断研究センター活動報告書（目次）		実地3-1
4 教育課程・学習成果	カリキュラム編成における看護診断のあり方 卒業判定試験成績結果一覧表 全国模試学校別成績一覧 授業評価及び自己評価の実施に関する内規 授業評価ポイント一覧表		実地4-1 実地4-2 実地4-3 実地4-4 実地4-5
6 教員・教員組織	教員講座組織図 教員募集応募要領		実地6-1 実地6-2
7 学生支援	奨学金貸与給付者・就職者数 東北復興ボランティア活動一覧 学籍異動推移表		実地7-1 実地7-2 実地7-3
9 社会連携・社会貢献	市民講座趣意書ほか		実地9-1
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	法人本部業務マニュアル 出張復命書		実地10-1-1 実地10-1-2
その他	学校法人関西看護医療大学中期計画に関する平成30年度事業計画の実施状況報告 看護診断研究センター活動報告書平成30年度（閲覧のみ） 平成28年度学生生活に関するアンケート集計結果（閲覧のみ） 令和2年度カリキュラム改正に伴う講義時間比較表 関西看護医療大学令和元年度前期実習の担当教員による自己評価報告 関西看護医療大学令和元年度前期授業の担当教員による自己評価報告 教員一覧表		